

議案第 47 号

つくばみらい市保健福祉センター条例の一部を改正する条例

つくばみらい市保健福祉センター条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

施設名	区分	使用料
健康増進室	75 歳以上の者	無料
	65 歳以上の者	1 人 1 回：1000 円
	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳，療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	無料
	高校生	1 人 1 回：1000 円
	上記以外の者	1 人 1 回：2000 円

- 備考 1 健康増進室を利用できる者は，15 歳以上の者（中学生を除く。）とする。
- 2 この表に定める使用料は，回数券（11 回つづり）で利用することができる。
- 3 回数券（11 回つづり）の料金は，65 歳以上の者及び高校生にあつては 1,000 円。その他の者にあつては 2,000 円とする。

附 則

この条例は，令和元年 11 月 1 日から施行する。

令和元年 8 月 28 日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

市民が健康的な生活習慣を身に付け、更なる健康の保持及び増進を図るため、10回分の利用券を求める者には11回分の利用券のつづり（回数券）を交付するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市保健福祉センター条例(平成18年つくばみらい市条例第74号)新旧対照表

改正案			現行		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
施設名	区分	使用料	施設名	区分	使用料
健康増進室	75歳以上の者	無料	健康増進室	(新設)	(新設)
	65歳以上の者	1人1回:100円		65歳以上の者	1人1回当たり 100円
	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳,療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	無料		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳,療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	1人1回当たり 100円
	高校生	1人1回:100円		高校生	1人1回当たり 100円
	上記以外の者	1人1回:200円		上記以外の者	1人1回当たり 200円
備考1 健康増進室を利用できる者は,15歳以上の者(中学生を除く。)とする。			備考 健康増進室を利用できる者は,15歳以上の者(中学生を除く。)とする。		

2 <u>この表に定める使用料は、回数券(11回つづり)で利用することができる。</u>	(新設)
3 <u>回数券(11回つづり)の料金は、65歳以上の者及び高校生にあつては1,000円。その他の者にあつては2,000円とする。</u>	(新設)